

各 位

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

上場会社名 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
(コード番号 7707)
本社所在地 千葉県松戸市上本郷 88
問い合わせ先 取締役業務本部長兼経営企画部長 秋本 淳
TEL 047-303-4800 URL <http://www.pss.co.jp>

当社は本日開催した取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 16 年 9 月 25 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員に新株予約権を無償で発行する理由
当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、以下の 2. に記載の発行要領に基づく新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 500 株を総株数の上限とする。
新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は当該時点で行使をされていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする事由が生じた時は、資本の減少、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
500 個を総数の上限とする。
 - (3) 各新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (4) 各新株予約権の行使時に払込みをなすべき金額
各新株予約権の行使時に払込みをなすべき金額は、次により決定される各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権発行日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に 1.025 を乗じ、1 円未満の端数を切り上げた金額又は発行日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い方の金額とする。
なお、発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株の発行(新株予約権の行使による場合、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」(平成元年法律第59号)第8条第1項の規定に基づく新株の発行の場合ならびに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)による施行前の商法に定める新株引受権証券及び同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{1株当り時価}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じた時は、資本の減少、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該地位喪失の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に新株予約権の行使がなされる場合、上記(5)に定める権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合ならびに当社取締役会が当該地位喪失後の新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。

上記(5)に定める権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が、新株予約権者死亡の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行に関する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社はいつでも、当社が取得し、保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成16年9月25日開催予定の当社第19回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会日以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上